

会社などを退職した後はその職場の健康保険の資格が失われ、国保に加入することになりますが、長年勤めた会社を退職し、年金を受ける権利が発生した人は、70歳になって老人保健の適用を受けるまでの間、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。



対象となる人

国保に加入している。
老人保健法の適用を受けていない。
厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金を受けていて、これらの年金制度への加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上ある。

被扶養者となる人

退職者本人の配偶者と3親等内の親族など。
国保の加入者で老人保健法の適用を受けていない。
年間の収入が一定額未満。

お医者さんにかかるとき

「国民健康保険退職被保険者証」を医療機関の窓口提示して、診療を受けます。そのときにかかる一部負担金は次のとおりです。

資格が発生したら

年金を受給する資格が発生した日から、退職者医療制度の適用が受けられます。年金証書を受け取った日から14日以内に市民生活課国保医療担当窓口へ届け出をしてください。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。
届け出に必要なもの 保険証・年金証書

	外来	入院
退職被保険者(本人)	2割	2割
被扶養者(扶養家族)	3割	2割

※入院時の食事代と外来の薬の一部負担は、一般の国保と同様に定額の自己負担です。



老人保健ガイド 県単老人医療制度による受給者証の更新について

年齢が68歳～69歳(一人暮らし老人については65歳～67歳)の人で、各医療保険の加入者で所得が一定の基準を下回る方は、山梨県単独の医療費助成制度の適用が受けられます。この県単老人医療制度を受給されている方について、毎年9月に受給資格の確認見直しが行われ10月1日より受給者証が更新されます。この受給者証更新のための手続き(検認)を、9月に市役所で行います。受給者には、更新手続きについての通知をしますので、よろしくお願いします。

「救急の日」 「救急医療週間」

九月九日は「救急の日」です。
救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深めることを目的に「救急医療週間」も設定されています。

この機会に事故や急病時の対応要領、救急車の適切な呼び方などを家庭や職場で話し合いましょう。

「救急車を呼ぶ時の要領」

- ◆ 一九番は落ち着いて正確に
- ◆ 目標物、番地、電話番号を伝え
- ◆ 誘導人を出すようにする
- ◆ けがや事故、病気の様子を見たままに伝える
- ◆ 傷病者の人数を伝える

※救急車は救急救命処置を必要とする傷病者を最寄りの医療機関へ搬送することを目的としています。

《応急手当の技能普及について》

※消防署では応急手当の講習会を実施し、万一の場合の救命対応について協力を呼びかけています。
三時間講習が基本で夜間も可能です。自治会や職場単位で申し込みください。

問合せ

消防本部 消防課 警防担当

☎(43)2341